

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
予定議案	
1 令和3年第2回市議会定例会提出予定議案	----- 1～3
予算関係	
2 令和3(2021)年度各会計補正予算総括表	----- 4
3 令和3(2021)年度各会計補正予算の内訳	----- 5～7
4 令和3(2021)年度各会計補正予算の内容	----- 8～10
条例関係	
5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子	-----11～13

# 1 令和3年第2回市議会定例会提出予定議案

(議案)

- 1 令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】
- 2 令和3(2021)年度函館市港湾事業特別会計補正予算 【港湾空港部】
- 3 令和3(2021)年度函館市介護保険事業特別会計補正予算 【保健福祉部】
- 4 函館市税条例の一部改正について 【財務部】
- 5 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正について 【企画部】
- 6 函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 7 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 8 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 9 函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 10 函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 11 函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 12 函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 13 函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正について 【保健福祉部】

- 14 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【子ども未来部】
- 15 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【子ども未来部】
- 16 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【子ども未来部】
- 17 物品の購入契約について（水槽付消防ポンプ自動車1台） 【消防本部】
- 18 同 件 （高規格救急自動車（北消防署）1台） 【消防本部】
- 19 同 件 （高規格救急自動車（東消防署）1台） 【消防本部】
- 20 同 件 （リーチスタッカ1台） 【港湾空港部】
- 21 工事請負契約について（七五郎沢廃棄物最終処分場汚水処理施設回転円板復旧および電気盤更新工事） 【環境部】
- 22 同 件 （千代台公園庭球場増設工事） 【土木部】
- 23 同 件 （市民プール50mプール天井改修工事） 【都市建設部】
- 24 同 件 （（仮称）若松ふ頭旅客ターミナル新築主体工事） 【都市建設部】
- 25 同 件 （港町地区大型クレーン整備工事） 【港湾空港部】
- 26 和解について 【都市建設部】
- 27 新たに生じた土地の確認について 【港湾空港部】
- 28 同 件 【農林水産部】
- 29 町の区域の変更について 【都市建設部】

(報 告)

- 1 令和2（2020）年度函館市一般会計継続費繰越計算書 【財 務 部】
- 2 令和2（2020）年度函館市一般会計繰越明許費繰越計算書 【財 務 部】
- 3 令和2（2020）年度函館市一般会計事故繰越し繰越計算書 【財 務 部】
- 4 令和2（2020）年度函館市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
【港湾空港部】
- 5 令和2（2020）年度函館市公共下水道事業会計予算繰越計算書【企 業 局】
- 6 定期監査， 随時監査（財務監査） および例月現金出納検査報告 【監査事務局】

## 2 令和3(2021)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後
一 般 会 計		137,535,752	1,930,224	139,465,976
特 別 会 計	港 湾 事 業	3,068,000	62,379	3,130,379
	国 民 健 康 保 険 事 業	27,741,884		27,741,884
	自 転 車 競 走 事 業	22,297,042		22,297,042
	奨 学 資 金	26,373		26,373
	地 方 卸 売 市 場 事 業	420,000		420,000
	介 護 保 険 事 業	31,103,111	599,386	31,702,497
	発 電 事 業	4,300		4,300
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	225,195		225,195
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	4,478,111		4,478,111
	小 計	89,364,016	661,765	90,025,781
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入 7,672,813 支 出 9,308,110		7,672,813 9,308,110
	公 共 下 水 道 事 業	収 入 11,725,727 支 出 13,114,832		11,725,727 13,114,832
	交 通 事 業	収 入 1,452,149 支 出 1,942,380		1,452,149 1,942,380
	病 院 事 業	収 入 23,029,431 支 出 23,218,190		23,029,431 23,218,190
	小 計	収 入 43,880,120 支 出 47,583,512		43,880,120 47,583,512
合 計		収 入 270,779,888 支 出 274,483,280	2,591,989 2,591,989	273,371,877 277,075,269

### 3 令和3(2021)年度各会計補正予算の内訳

【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費	5,420,756	10,800	5,431,556	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性つながりサポート事業費 8,000</li> <li>・ レクリエーション等設備整備費補助金 2,500</li> <li>・ 市民交通安全推進費増 431</li> <li>・ 各種大会補助金皆減 ▲ 300</li> <li>・ 補助金等返還金 169</li> </ul>
民生費	55,467,195	434,376	55,901,571	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域放課後児童健全育成事業費増 29,307</li> <li>・ 児童館等備品整備費増 1,704</li> <li>・ 補助金等返還金増 517,842</li> <li>・ 介護保険事業特別会計繰出金減 ▲ 114,477</li> </ul>
衛生費	11,448,480	44,403	11,492,883	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健康診査事業費増 1,320</li> <li>・ 補助金等返還金 43,083</li> </ul>
商工費	13,305,447	39,600	13,345,047	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サテライトオフィス開設等支援事業費 75,000</li> <li>・ 各種大会補助金減 ▲ 300</li> <li>・ 箱館五稜郭祭開催負担金減 ▲ 2,200</li> <li>・ 港まつり開催負担金皆減 ▲ 24,500</li> <li>・ 恵山つつじまつり開催負担金減 ▲ 1,900</li> <li>・ ひろめ舟祭り開催負担金皆減 ▲ 4,000</li> <li>・ 湯の川温泉花火大会開催補助金皆減 ▲ 2,500</li> </ul>
土木費	9,462,316	33,147	9,495,463	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀田本町現存道路非該当確認請求事件に係る和解関係経費 1,039</li> <li>・ 緑樹帯等管理業務委託料減 ▲ 271</li> <li>・ 港湾事業特別会計繰出金増 32,379</li> </ul>
教育費	6,664,339	11,186	6,675,525	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用教育推進事業費(小・中学校費) 11,386</li> <li>・ 各種大会補助金減 ▲ 200</li> </ul>
諸支出金	5,145,680	900,000	6,045,680	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政調整基金積立金増 900,000</li> </ul>
予備費	200,000	456,712	656,712	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常分増(100,000 → 556,712) 456,712</li> </ul>
その他	30,421,539		30,421,539	
歳出合計	137,535,752	1,930,224	139,465,976	

## 【一般会計・歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
国庫支出金	32,715,230	203,129	32,918,359	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域子ども・子育て支援事業費補助金増 11,221</li> <li>・ 地方創生テレワーク交付金 56,250</li> <li>・ 生活保護費負担金増ほか(精算不足額交付分) 135,658</li> </ul>
道支出金	8,238,628	11,261	8,249,889	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域子ども・子育て支援事業費補助金増 11,221</li> <li>・ 児童手当負担金増ほか(精算不足額交付分) 40</li> </ul>
寄付金	997,729	3,334	1,001,063	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定寄付金増 3,334</li> </ul>
繰入金	2,094,239	10,000	2,104,239	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域振興基金繰入金増 10,000</li> </ul>
繰越金	100,000	1,700,000	1,800,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度繰越金増 1,700,000</li> </ul>
諸収入	10,617,311	2,500	10,619,811	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ事業助成金 2,500</li> </ul>
市債	10,315,000	0	10,315,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域自立促進特別事業債【財源補正】 0</li> <li style="margin-left: 20px;">( 港まつり開催負担金分ほか ▲ 35,100 )</li> <li style="margin-left: 20px;">( 観光ポータルサイト「はこぶら」関係経費分ほか 35,100 )</li> </ul>
その他	72,457,615		72,457,615	
歳入合計	137,535,752	1,930,224	139,465,976	

## 【一般会計・その他】

(単位:千円)

## 【債務負担行為・追加】

・博物館郷土資料館管理委託料

期 間 令和4(2022)年度

限度額 8,080

## 【港湾事業特別会計】

(単位:千円)

款		補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
港湾管理費		377,295	62,379	439,674	・ 港町ふ頭コンテナヤード施設運営費増 62,379
その他		2,690,705		2,690,705	
歳出合計		3,068,000	62,379	3,130,379	
財源	繰入金	1,142,000	32,379	1,174,379	・ 一般会計繰入金増 32,379
	繰越金	1	30,000	30,001	・ 前年度繰越金増 30,000
	その他	1,925,999		1,925,999	
歳入合計		3,068,000	62,379	3,130,379	

## 【介護保険事業特別会計】

(単位:千円)

款		補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費		233,896	46,640	280,536	・ 介護保険システム改修事業費増 46,640
基金積立金		131,846	285,946	417,792	・ 介護給付費準備基金積立金増 285,946
諸支出金		10,101	266,800	276,901	・ 補助金等返還金 266,800
その他		30,727,268		30,727,268	
歳出合計		31,103,111	599,386	31,702,497	
財源	国庫支出金	7,889,489	23,320	7,912,809	・ 介護保険事業費補助金増 23,320
	支払基金	8,124,164	▲ 83,679	8,040,485	・ 介護給付費交付金減(精算不足額交付分) ▲ 83,679
	道支出金	4,381,786	▲ 46,902	4,334,884	・ 介護給付費負担金減(精算不足額交付分) ▲ 46,902
	繰入金	5,142,164	▲ 114,477	5,027,687	・ 一般会計繰入金減 ▲ 114,477
	繰越金	1	821,124	821,125	・ 前年度繰越金増 821,124
	その他	5,565,507		5,565,507	
歳入合計		31,103,111	599,386	31,702,497	



#### 4 令和3(2021)年度各会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
<b>1 新規および増額分</b>	<b>239,706</b>	<b>203,545</b>	<b>36,161</b>
1 [総務費・男女共同参画推進費] 【市民部】 <b>女性つながりサポート事業費</b> 不安を抱える女性への相談窓口を設置および居場所や生理用品の提供などを実施 既決予算額 0 → 8,000	8,000		8,000
2 [総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>レクリエーション等設備整備費補助金</b> 千歳町会が行う設備整備事業のコミュニティ助成事業採択による補助金交付 既決予算額 0 → 2,500	2,500	2,500 〔コミュニティ事業助成金〕	
3 [総務費・交通安全対策費] 【市民部】 <b>市民交通安全推進費</b> 寄付金を活用し、交通安全教室で使用する機材を購入 既決予算額 528 → 959	431	334 (寄付金)	97
4 [民生費・子ども健全育成費] 【子ども未来部】 <b>地域放課後児童健全育成事業費</b> 国補助単価の増および障害児受入クラスの増等に伴う委託料の増額 既決予算額 896,527 → 925,834	29,307	22,442 (国)1/3 (道)1/3	6,865
5 [民生費・子ども健全育成費ほか] 【子ども未来部】 <b>児童館等備品整備費・乳幼児健康診査事業費</b> 寄付金を活用し、子育て支援のための備品を購入 既決予算額 3,230 → 6,254	3,024	3,000 (寄付金)	24
6 [商工費・商工業振興費] 【経済部】 <b>サテライトオフィス開設等支援事業費</b> サテライトオフィスを開設する事業者を支援するとともに、首都圏等からの利用企業への助成事業などを実施 既決予算額 0 → 75,000	75,000	56,250 (国)3/4	18,750
7 [土木費・建築行政費] 【都市建設部】 <b>亀田本町現存道路非該当確認請求事件に係る和解関係経費</b> 現存道路非該当確認請求事件の和解に係る土地購入費等 既決予算額 0 → 1,039	1,039		1,039
8 [教育費・学校管理費(小・中学校費)] 【教育委員会】 <b>ICT活用教育推進事業費</b> 令和2年度に採納した寄付金を活用し、小・中学校にICT機器(大型電子ディスプレイ)を整備 既決予算額 0 → 11,386	11,386	10,000 〔地域振興基金繰入金〕	1,386
9 [債務負担行為・追加] 【教育委員会】 <b>博物館郷土資料館管理委託料</b> 市立函館博物館郷土資料館(旧金森洋物店)の今後のあり方を検討するため、当面の措置として、令和4年度の管理委託料を計上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     期 間：令和4(2022)年度                      限 度 額：8,080                 </div>		

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
10 [港湾事業特別会計・一般管理費] 【港湾空港部】 港町ふ頭コンテナヤード施設運営費(維持補修費) 港町ふ頭コンテナヤード大型クレーン油圧ポンプ不具合の復旧等経費 既決予算額 25,573 → 87,952	62,379	62,379 (一般会計繰入金)	
11 [介護保険事業特別会計・一般管理費] 【保健福祉部】 介護保険システム改修事業費 介護報酬改定等に伴うシステム改修費 既決予算額 6,133 → 52,773	46,640	46,640 (国)1/2 (一般会計繰入金)	
<b>2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 予算執行が見込まれない事業の減額補正</b>	<b>▲ 36,171</b>	<b>▲ 35,100</b>	<b>▲ 1,071</b>
12 [総務費・徴税費] 【財務部】 各種大会補助金 (第65回青色申告会北海道ブロック大会開催補助金分) 既決予算額 300 → 0	▲ 300		▲ 300
13 [商工費・観光費] 【観光部】 各種大会補助金 (The 11th JFPS International Symposium on Fluid Power HAKODATE 2020 開催補助金分) 既決予算額 300 → 0	▲ 300		▲ 300
14 [商工費・観光費] 【観光部】 箱館五稜郭祭開催負担金 既決予算額 2,900 → 700	▲ 2,200	▲ 2,200 (市債)	
15 [商工費・観光費] 【観光部】 港まつり開催負担金 既決予算額 24,500 → 0	▲ 24,500	▲ 24,500 (市債)	
16 [商工費・観光費] 【恵山支所】 恵山つつじまつり開催負担金 既決予算額 2,500 → 600	▲ 1,900	▲ 1,900 (市債)	
17 [商工費・観光費] 【南茅部支所】 ひろめ舟祭り開催負担金 既決予算額 4,000 → 0	▲ 4,000	▲ 4,000 (市債)	
18 [商工費・観光費] 【観光部】 湯の川温泉花火大会開催補助金 既決予算額 2,500 → 0	▲ 2,500	▲ 2,500 (市債)	
19 [土木費・都市計画総務費] 【土木部】 緑樹帯等管理業務委託料(植樹祭式典分) 既決予算額 66,629 → 66,358	▲ 271		▲ 271
20 [教育費・社会教育総務費] 【教育委員会】 各種大会補助金(道南口説節全国大会開催補助金分) 既決予算額 200 → 0	▲ 200		▲ 200

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
<b>3 その他の補正分</b>	<b>1,931,742</b>	<b>587,846</b>	<b>1,343,896</b>
21 [民生費・社会福祉総務費ほか] 【市民部・保健福祉部・子ども未来部】 <b>補助金等返還金</b> 令和2年度概算交付額超過分 既決予算額 832 → 561,926	561,094		561,094
22 [商工費・商工業振興費, 観光費] 【経済部・観光部】 <b>観光ポータルサイト「はこぶら」関係経費ほか【財源補正】</b>		35,100 (市債)	▲ 35,100
23 [諸支出金・財政調整基金積立金] 【財務部】 <b>財政調整基金積立金</b> 地方財政法に基づく前年度決算剰余見込額の1/2の積立 既決予算額 6,486 → 906,486	900,000		900,000
24 [介護保険事業特別会計・介護給付費準備基金積立金ほか] 【保健福祉部】 <b>介護給付費準備基金積立金・補助金等返還金</b> 令和2年度決算見込に伴う介護給付費準備基金積立金(285,946千円) および概算交付額超過分の補助金等返還金(266,800千円) 既決予算額 131,846 → 684,592	552,746	552,746 (繰越金ほか)	
25 [民生費・介護保険事業特別会計繰出金] 【財務部】 <b>介護保険事業特別会計繰出金</b> 令和2年度決算見込に伴う繰出金精算(▲137,797千円) および介護報酬改定等に伴うシステム改修費(23,320千円) 既決予算額 5,061,045 → 4,946,568	▲ 114,477		▲ 114,477
26 [土木費・港湾事業特別会計繰出金] 【財務部】 <b>港湾事業特別会計繰出金</b> 令和2年度決算見込に伴う繰出金精算(▲30,000千円) および大型クレーンの復旧等経費(62,379千円) 既決予算額 1,142,000 → 1,174,379	32,379		32,379
<b>4 予備費</b>	<b>456,712</b>		<b>456,712</b>
27 [予備費] 【財務部】 <b>予備費(200,000 → 656,712)</b> ・通常分 100,000 → 556,712 ・緊急財政需要対応分 100,000	456,712		456,712
<b>合 計</b>	<b>2,591,989</b>	<b>756,291</b>	<b>1,835,698</b>
28 [歳入(一般財源)] 【保健福祉部・子ども未来部】 <b>令和2年度国道支出金精算不足額交付分</b>		135,698	▲ 135,698
29 [歳入(一般財源)] 【財務部】 <b>前年度繰越金(100,000 → 1,800,000)</b>		1,700,000	▲ 1,700,000

## 5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

### 1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、均等割および所得割の非課税の範囲に係る扶養親族に関する規定ならびに公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定を整備し、ならびに特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を延長するため

### 2 改正内容

#### 個人市民税

(1) 個人市民税の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外する。(第 18 条, 附則第 4 条)

ア 留学により国内に住所および居所を有しなくなった者

イ 障害者

ウ その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

(2) 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定の整備 (第 27 条の 3 の 3)

(3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について 5 年延長し、令和 9 年度分までの個人市民税に適用する。(附則第 5 条)

### 3 施行期日

(1) 附則第 5 条 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 18 条, 第 27 条の 3 の 3, 附則第 4 条 令和 6 年 1 月 1 日

函館市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族(年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第4条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加</p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第4条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族(年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(そ</p>

<p>算した金額)以下である者に対しては、第17条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>	<p>の者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第17条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>
<p>第5条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>